

I 環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画とは

行田市環境基本計画は、「行田市環境基本条例(以下、条例という。)」第4条及び第7条に基づき、行田市(以下、市という)の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境政策に関する基本的な計画として定めるものです。

2 策定の背景と目的

市では、2004(平成16)年3月に「第1次行田市環境基本計画」を、2014(平成26)年3月には、「第2次行田市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を推進してきました。

この間、世界に目を向けると、SDGsの採択やパリ協定の発効など、持続可能な社会の実現のための動きが加速しています。

国においては、気候変動に伴う災害発生や新型コロナウイルス感染症の影響等さまざまな課題が顕著となり、環境行政に対する責務も高度化・多様化していることから、環境・経済・社会の総合的向上を図ることを目的に、2024(令和6)年5月に「第6次環境基本計画」が閣議決定されました。

市では、環境政策を着実に推進するため、2022(令和4)年1月に「行田市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050(令和32)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現を目指すことを宣言しました。

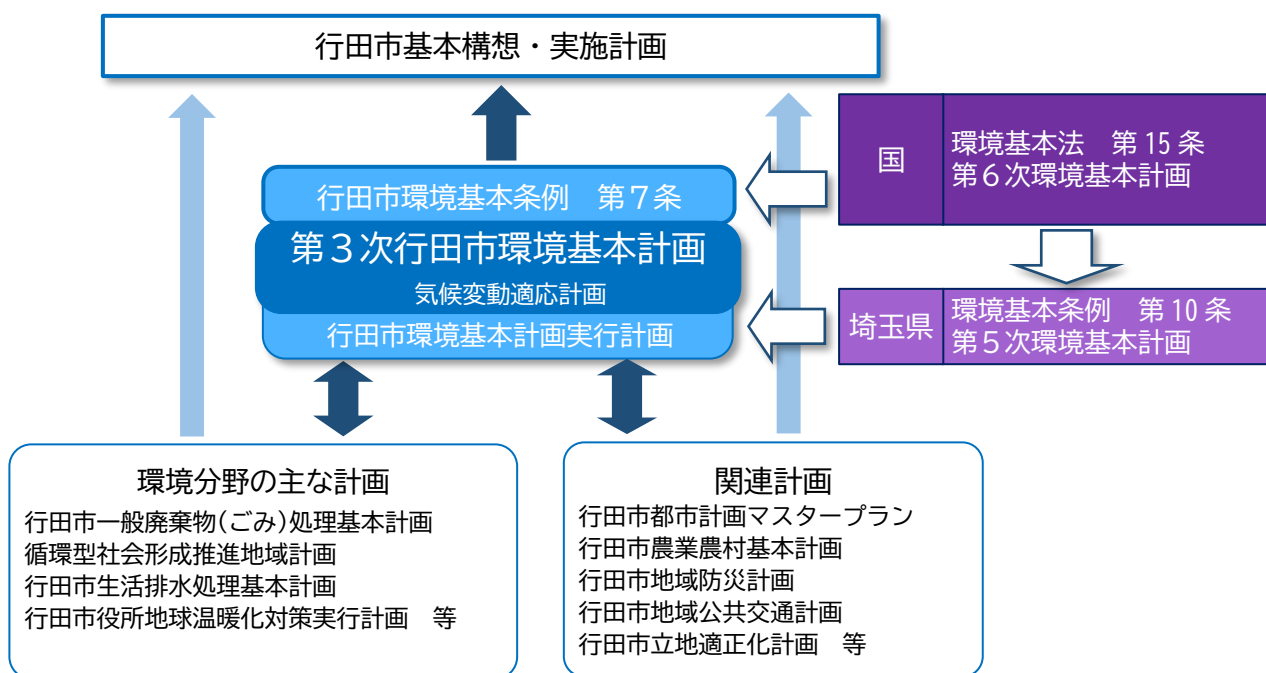
このような背景のもと、「第3次行田市環境基本計画(以下「本計画」という)」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を展開してまいります。

本計画に関する法令等の整理

年	月	内容	備考
1993(平成5)	11	環境基本法の施行	第15条(環境基本計画)
1994(平成6)	12	第1次環境基本計画の策定	
2002(平成14)	3	行田市環境基本条例の施行	第7条(環境基本計画の策定)
2004(平成16)	3	第1次行田市環境基本計画の策定	
2014(平成26)	3	第2次行田市環境基本計画の策定	
2015(平成27)	9	持続可能な開発目標(SDGs)の採択	
2016(平成28)	11	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の発効	
2018(平成30)	6	気候変動適応法の施行	第7条(気候変動適応計画の策定)
2022(令和4)	1	行田市ゼロカーボンシティ宣言	二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す
2023(令和5)	6	GX推進法の施行	
2024(令和6)	5	第6次環境基本計画の策定	2030年及び2050年の中長期目標の達成に向けた取組みの推進

3 計画の位置付け

本計画は、国の環境基本計画及び行田市基本構想・実施計画の環境分野の施策に準じ、環境の保全及び創造に関する施策を総括する計画です。また、本計画は、気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を包含するものとします。



4 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
第3次行田市 環境基本計画						
第6次（環境省） 環境基本計画						

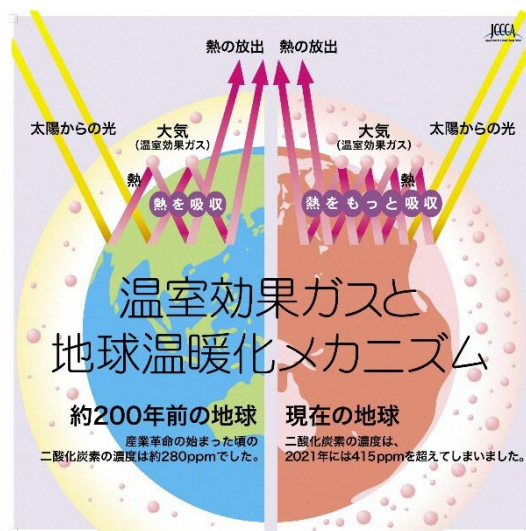
5 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、持続可能な社会の実現に向けた総合的なものとします。

環境の範囲	環境項目
気候変動 ：カーボンニュートラル	＜気候変動＞気候変動に伴う環境への影響など ＜低炭素社会＞地球温暖化、エネルギーの有効利用など
資源循環 ：サーキュラーエコノミー	＜循環型社会＞ごみ・廃棄物、資源の循環利用など
自然環境 ：ネイチャーポジティブ	＜自然共生社会＞ 里地・水辺、生物多様性、農業、観光・レクリエーションなど
生活環境	＜安全・安心・健康＞ 大気、水質、騒音、悪臭、土壌、有害物質など ＜快適環境＞ 緑地、景観、公園、交通、環境美化など
環境保全活動	＜協働社会＞ 環境情報、環境教育・環境学習、啓発活動など

● 気候変動 ●

気温及び気象パターンの長期的な変化を指しています。これらの変化は太陽活動の変化や大規模な火山噴火による自然現象の場合もありますが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼です。これにより、温室効果ガスが発生して地球を覆い太陽の熱を閉じ込め、気温が上昇します。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

6 各主体の役割

本計画は、市民、事業者及び市が、相互に役割を分担し連携・協力しながら推進するものとします。

市民の役割	環境の保全及び創造への関心と理解を深める 日常生活での環境負荷の低減と周辺への配慮 環境保全への積極的な行動 市の環境施策への積極的な協力
事業者の役割	事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全 事業活動での環境負荷の低減と周辺への配慮 環境保全への積極的な行動 市の環境施策への積極的な協力
市の役割	環境施策の策定と実施 環境に関する情報提供と市民・事業者とのネットワークの構築 市民・事業者の環境保全活動への支援 国との整合、県・他自治体と連携した取組み

7 策定体制

本計画は、行田市環境審議会に諮問するとともに市民、事業者及び市が協力して策定しています。

